

住宅リフォーム補助制度のおしらせ

平成30年度も地元経済の活性化のため、町民の皆さんが行う町内業者による住宅リフォームの費用の一部を補助します。

○申請できる人

- ①南風原町に住民登録している方
- ②対象となる住宅の居住者(建築後、1年以上経過)
- ③町税等の滞納のない方

○対象となる住宅

南風原町内にある個人住宅で以下のもの

- ①自己所有住宅(建築後、1年以上経過)

○対象となる工事

- ①対象工事費が20万円以上
- ②耐震補強工事
- ③平成31年1月31日までに工事が完了し、工事代金の支払ができること。



○工事を行う業者について

南風原町に本社のある事業者
(町内個人事業者も含みます)



○補助額

★対象工事の **20%** ★最高限度額 **20万円**

- 例① 対象工事費 40万円
 $40万円 \times 0.2(20\%) = 8万円$
補助額 8万円
- 例② 対象工事費 120万円
 $120万円 \times 0.2(20\%) = 24万円$
補助額(最高限度額があるので)20万円

※交付決定後に工事着手するものが対象となります。すでに着手済、完成済の工事については、対象外になりますので、ご了承ください。

※平成24・25・26・27・28・29年度にリフォーム補助制度を受けた方は、今回の補助対象外となります。

○応募について

平成30年5月1日(火)から5月31日(木)までの受付期間になります。(先着順ではございません)

ただし、応募数が予算の範囲を超えた場合には6月に抽選を行い、補助対象者を決定します。

また6月以降について、予算の範囲内であれば、二次募集を行う予定です。

◎補助対象バリアフリー改修工事◎

- ・通路等の拡幅・階段勾配の緩和
- ・浴室改良・便所改良・手すりの取付
- ・段差の解消・出入口の戸の改良
- ・滑りにくい床材料への取替

◎省エネ改修工事◎

- ・窓の断熱・床の断熱・屋根及び天井の断熱・壁の断熱

◎住宅の耐久性を向上させる改修工事

- ・柱、はり等の主要構造物のはく離したコンクリートの除去及び改修・ひさし、天井裏などのコンクリート除去及び補修

× 対象とならない工事例 ×

- × バリアフリーに該当しない浴室、便所、出入り口の改修工事
- × 断熱を伴わない床の改修、屋根及び天井の改修工事
- × 門、塀、柵などの外構工事

平成30年5月1日より応募開始します!!

※詳しくは町のホームページ、まちづくり振興課 までお問い合わせください。 ☎889-4412